

予算制度に関するタフト委員会の思考

川崎 紘 宗

Study on Taft commission thought for the budget system

Hironori Kawasaki

要約

本稿では、アメリカ連邦政府における予算制度の改革運動の進展を決定づけた、「経済性と効率性に関する大統領委員会 (Presidential Committee on Economy and Efficiency)」(以下、タフト委員会と呼ぶ) の提案を考察する。考察に際しては「タフト委員会」の報告書を利用した。この報告書の分析を通じて、予算制度に関するタフト委員会の思考の一端を明らかにする。

キーワード：タフト委員会、大統領、歳出予算法、予算、予算報告書、経済性と効率性

(Abstract)

This paper considered the Presidential Committee on Economy and Efficiency (called the Taft Commission) which played an important role in budget reform in the USA. A report of the Taft Commission was used for this study. This paper opens a window on the Taft Commission's impact on the budget system in the U.S.

Keywords: Taft commission, President, Act of Appropriation, Budget, Budget Statement, Economy and Efficiency

はじめに

連邦政府の機能の増大と対外進出に起因する支出の増大は、予算概念の変革をもたらしつつあった。予算制度の改革運動は、州および地方政府での行財政改革により促進された。とりわけ、ニューヨーク市政調査会 (New York Bureau of Municipal Research) は、予算制度の改革運動の先駆的な役割を果たしたと言われている。この市政調査会の主要なメンバーであったF. A. Clevelandが委員長を務めた「経済性と効率性に関する大統領委員会 (Presidential Committee on Economy and Efficiency)」(以下、タフト委員会

と呼ぶ)の報告書が、連邦予算制度の改革運動の進展を決定づけた¹。このタフト委員会は時の大統領であったタフト大統領により1910年に設置された大統領委員会である。当該委員会は、連邦政府の行政組織、行政管理方法、財政的な手続きを2年にわたり調査し、1912年にその結果を報告している。この報告書は『国家予算の必要性 (Need for National Budget)』と題するものである。本稿では、この『国家予算の必要性 (Need for National Budget)』を考察する。

1. タフト委員会による大統領への報告の概要

事業計画 (program of business) としての予算の立案のためにタフト委員会は大統領へ六つの勧告を行っている。それは以下のようなものである²。

- I. 大統領は行政府の憲法上の長として、毎年、議会に対して通常会期の開始後の最初の月曜日までに予算を提出するものとする。
- II. 提出される予算は以下のものを含まなければならない。
 - (a) 予算教書 (budgetary message)。予算の中で注意が喚起されるべき重要な点を要約したものである。
 - (b) 財務報告の要約 (summary of financial statement)。以下の内容に関する簡潔な要約。
 - (1) 財政状況
 - (2) 歳出予算の状況および一般基金 (general fund) のみならず他の政府の基金の状況をも含んだ報告書
 - (3) 前年度の歳入および歳出の計算書
 - (4) 一般基金の剰余金だけでなく前年度の財務政策の効果を示す報告書
 - (c) 支出の要約。支出の目的ごとに分類されたもので、政府の行った契約や購入に関して説明するものである。
 - (d) 見積の要約。以下の内容を説明するもの。
 - (1) 歳入の見積額と実際額とを比較したもの

¹ 川崎 (2010a) ; 川崎 (2010b) を参照。

² Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.7-8.

(2)歳出の見積額と実際額とを比較したもの

(e)法改正についての要約。行政が経済的で効率的な業務を遂行するためにどのような立法がなされるべきと考えられるかを示す。

III. 財務長官は、以下のような、一般的な要約および行政部の決定や提案を支持する詳細な報告書を提出することが要求される。これは、執行部や立法部に対して歳入および歳出の増減等に注意を喚起するためである。

(a)歳出予算見積書 (book of estimates)。予算に含まれている歳出の見積の要約について詳しく述べたもの。

(b)統合した財務報告 (consolidated financial report)。歳入と歳出の増減、および立法部に注意を喚起すべき他に関係する情報についての報告書と過去5年間の歳入額と歳出額を統合した報告書。

IV. 各省庁の長官は、財務長官および議会に対し、年次報告の提出が要求される。この報告には、業務ごとに費やされた額を示すのみならず、歳出配分承認によって費やされた額をも示すものとして、歳出について分類した詳細な報告書が含まれている。加えて、備品や土地等の資産価額の増減についての報告のみならず、政府が行う契約および購入や行政活動の経済性と効率性に関する帰結を数値と言葉によって説明する必要がある。

V. 大統領および各省庁の長官は、政府活動の状況および関係や帰結の相違を検討するために必要な情報を(予算の)見積りが実際に提出される以前に、各部局にたいして帳簿記録および報告書の作成や(予算の)見積りを行う命令を出すべきである。すなわちこれは、行政府が議会の要求に応えられるようにする法律を制定するよう大統領が議会へ勧告すべきであるということである。

VI. 大統領は、歳出予算法案の形式の変更を審議するよう議会に勧告すべきである。それは責任の所在を明確に定め、経済的で効率的な行政活動を達成するために、政府が思慮分別を働かせるという利点を生かすことを可能とするためである。

タフト委員会は上記の六つの勧告を行っているわけであるが、続く部分においてタフト委員会の予算に関する思考をさらに考察する。

2. 歳出予算法 (Act of Appropriation) と予算 (Budget)

歳出予算法 (Act of Appropriation) は基金 (Funds) を承認する目的のみではない。その本質は、行政部によって実施されるために議会により発行され、大統領の行政運営に関する法的資格に基づいて承認された命令である。それゆえ、行政部を管理する権限は議会に属している³。

一方の予算 (Budget) は、立法部に権限が属している歳出予算法とは異なり、執行部に多くの機会を付与している。政府の活動は高度に技術的かつ複雑なものであるため、政府に必要な活動と技術は執行部のみが知っている。つまり、立法部では、直接、業務に携わる行政部のように業務を遂行することも、公共サービスや行政技術的な必要に対して実態に即した判断を下すこともできないということである。それゆえ、予算は執行部の長 (大統領) に事業の必要性を言明する機会を付与するものである⁴。

では、予算における立法部と行政部の利点はどのようなものであろうか。まず予算において観念される立法部の立場を述べておくと、立法部は議会で決定された政策に関して行政部へ専門的な助言を与えるという立場である。よって、予算は各行政部の長官の決定を支持するために必要な提案や申立てを行う責任を各行政部の長官に負わせるゆえに、予算は議会に対して有利に働くのである。一方の行政部の利点は、予算を通じて国民福祉の構想を考慮するために必要な具体的なデータを提示することにより、行政部が行う歳出予算の要求を支援する能力が付与された点である⁵。

しかしながら、先に述べたような予算がない状態でアメリカ合衆国は100年以上もの間、政府活動を行っていた。つまり、明確な事業計画もなく政府を運営していたのである。確かに、支出および収入の報告書は作成されていたのであるが、その報告に基づいて次期に必要なとされる基金の金額を決定することは稀であった。それゆえ、タフト委員会は予算形式による年次計画を提案しているのであるが、この年次計画を実践するならば以下の五つの結果を得られるとしている⁶。

³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.139.

⁴ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.139.

⁵ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.139.

⁶ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.139-140.

- I. 大統領に将来の国政の明確な活動の計画立案を可能ならしめる。
- II. 行政部門に提出した計画に対する責任を負わせる。
- III. 議会に、行政部門から提出された計画の検討とその遂行に対して責任を負わせる。
- IV. 立法部の一部として、大統領に、行政部門から提出された計画が議会のイニシアチブにより承認されたものであるかどうかを判断する責任を負わせる。
- V. 行政部の一部として、大統領に、各行政部門の長官が計画遂行の許可を出したのか否かを判断する責任を負わせる。

さらに、同委員会は、大統領が議会に提出する年次予算は以下の五つの項目から成るべきであると勧告している。続いて、下記 I から V についてタフト委員会は説明を加えている。しかし、V については本稿の目的とは異なる部分が含まれるので言及は避ける⁷。

- I. 予算教書。
- II. 要約した財務報告。
- III. 契約と購入に関する報告。
- IV. 予算見積の要約。
- V. (行政部により提案された) 法律改正についての要約。

3. 大統領による年次予算の教書が必要とされる理由

立憲国家を形成する基本的な目的の一つは責任を果たす国家を揺るぎないものとするこ
とである。それゆえ、予算が大統領によって提出されねばならない理由は、憲法によって
行政活動の責任を負っているのが大統領ただ一人であるからである。大統領は議会から選
出された首相ではなく、有権者から直接に選出された大統領であるゆえに、現在に至るま
で伝統的に保持されてきた政府活動に関して大統領が責任を果たすことができない状態と
いうものは正当性を欠くのである。また、責任ある大統領の執行権の確立は経済的で効率
的な行政活動を確立するために不可欠である⁸。

大統領が議会に予算教書を提出する際には、見積予算の内容を知っておく責任がある。
そのために、財務長官は予算に含まれる見積項目を要約したものを大統領のために準備す

⁷ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.142.

⁸ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.143.

ることをタフト委員会は勧めている。また、そのようにすることにより、大統領およびその閣僚たちが聡明な行政活動を遂行することを可能にするのである。一方、予算教書の提出を受ける議会の予算委員会も責任を帯びている。それゆえ、大統領は議員達から懐疑の眼差しを向けられるべきである⁹。

従来の非集権的な予算システムでは、各省の長官達が自らの要求の承認を得るために最も好ましい議員を選んで予算の見積を提出していた。このような慣行は行政活動の統一性を欠くのみではなく経済的で効率的な行政活動を妨げるものである。予算システムは、先のような慣行を明らみに出したうえでそれを防止し、明確な行政管理のプログラムを発達させるのである¹⁰。

4. 従来の予算制度

タフト委員会の予算報告書を考慮する前に、予算・会計法以前の予算報告書の特徴を示しておきたい。1917年時点では、予算報告書は財務長官により連邦議会へ提出されている。この報告書の形式は、予算を見積と前年度の歳出予算の額とを比較する形で作成されている。報告書は内政機関（立法部、大統領府、國務省、財務省、陸軍省、海軍省、内務省、郵政省、商務省、労働省、司法省）、農務省、対外交渉、陸軍の機関、海軍の機関、アメリカ先住民問題、年金、公共事業、郵政事業、その他（印刷局や沿岸警備隊の予算等）、恒久歳出予算、歳出予算の要約表の12の報告書が作成されている。しかし、貸借対照表のように資産や負債の科目ごとに列挙されておらず、予算項目が組織単位ごとに羅列されているのみであった¹¹。さらに、歳出額は歳入額を考慮して決定されることはなく、また、大統領は予算の作成に関して何らの権限も持っていなかったのである¹²。このような報告書からどのような報告書に変更するようタフト員会は提案していたのであろうか。続く部分において、タフト委員会において提案された予算報告書について考察する。

⁹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.144-147.

¹⁰ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.148.

¹¹ Secretary of the Treasury (1917), pp.1-1213.

¹² Willoughby (1918), pp.55-56.

5. 要約した財務報告の形式に関する提案

議会は、憲法により財務計画を決定すべき責任が負わされている。それゆえ、議会が知るべき財務情報は以下のものである。

- No. 1. 現時点での財務状況。
- No. 2. 歳出予算および他の承認された支出の状況。
- No. 3. 過年度の歳入および借入額の状況。
- No. 4. 一般基金における剰余金の状況。

上記4点は、次年度以降の予算を考慮する上で有用な情報となる。以下において各予算報告書について解説を加えている¹³。

なお、続く部分において報告書の形式を示している。タフト委員会によって示されている報告書の形式は詳細に各項目を示しているが、本稿ではタフト委員会の主張を理解するために必要と思われる部分のみを取り出して報告書を示している。

5.1 予算報告書 (Budget Statement) No. 1.

手元にある資産と支払うべき債務の額を考慮した現在の財政状態の把握が必要である。それゆえ、予算報告書に貸借対照表または、現在の資産と負債に関する報告書 (statement of current resource and liability) を加えるべきであることをタフト委員会は提案する。タフト委員会により提案された現在の資産と負債に関する報告書の形式は、財務省により【表1】のように検討された。

¹³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.149.

【表 1】 Budget Statement No. 1. -current balance sheet, showing assets, liabilities, and reserves.

	Balance 191-	Increases	Decreases	Balance 191-
1. Cash				
In Treasury and subtreasuries				
...				
2. Reserves against cash				
Trust obligations, cash, requirements				
...				
3. Cash available for meeting general fund liabilities				
4. Amounts payable by the Government				
Public invoices and other accounts payable				
...				
5. Net cash available for general-fund purposes				
6. Amounts due to the Government				
7. Current surplus or deficit				

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.150の挿入表を筆者が修正)。

【表 1】の1. から7. の項目は次年度の財務計画の問題と関係している。これらの項目が示す内容は以下のものである¹⁴。

1. Cash

財務省および支出管理者の手元にある現金。

2. Reserves against cash

法律により創出された信託基金や特別基金への返済のために取分けられるべき現金の額を示している。

3. Cash available for meeting general fund liabilities

一般基金の債務の支払に充当できる現金の純額。

4. Amounts payable by the Government

これは支払債務の総額を示している。

5. Net cash available for general-fund purposes

一般基金に利用可能な現金の純額。

6. Amounts due to the Government

一般基金における、政府に支払われるべき賃借料等の総額と受取勘定の総額。

7. Current surplus or deficit

これは次年度の予算の要求額を増額または減額するために必要な情報である。

¹⁴ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.150-151.

【表1】の見積り報告書において示されている情報は、帳簿及び種々の報告書から作成される。しかし、これらの財務情報はタフト委員会が調査した時点では、正確かつ定期的に作成されていない。このようにタフト委員会が述べるのは、政府の財務に関して考慮する際に、議会と行政部は不利な条件に置かれているからである。タフト委員会によると、その理由が以下の7点に集約されるとして、問題点を指摘している¹⁵。

- I. 歳出予算について尋ねられるとき、また、歳入および歳出について尋ねられるときに、財務長官による年次報告書ではなく、現在の財政状態であると称される正規の手続きを踏んで提出されたわけではない報告書が考慮される。
- II. 年次報告書では、債務の額と見合う額であるはずの現金額が不正確である。その理由は、財務省の職員は特別な調査をすることなく、支出部門および収入部門にある現在の現金の額を知るべきがないからである。
- III. 政府における会計は、債務に対する現金の過不足についての正確な情報を定期的に提供していない。
- IV. 政府職員は政府に支払われるべきどのような勘定が存在するのかを知る方法がなく、また、流動資産の総額がいかほどかをも伝えることができない。
- V. 政府職員は、政府によって支払われるべき総額がいかほどかを知らず、また、それらを報告する手段を持っていない。なぜならば、政府による支払に関する情報を統括するような部署を組織していないからである。
- VI. 財務省によって提出される唯一の情報は、債務の額のみである。しかし、支払期限が既に到来しているが未だ支払われていない債務の額は報告されず、また、期限到来済みの未計上の公債についても報告されない。
- VII. 提出された報告書は現在の剰余金および欠損金の額を正確に反映させていない。

5.2 予算報告書 (Budget Statement) No. 2.

次期の政府の予算設定において重要な情報を提供するものは基金と歳出予算に関する情報である。基金と歳出配分承認に関する情報は、行政部が責任を持って適切な活動を遂行させることを可能にするために、いかほどの追加的な予算の承認が必要であるかを考慮するために用いられる。基金と歳出配分承認に影響を与える取引、基金および歳出配分承認

¹⁵ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.151-152.

の現在の状況に関する報告書の形式について財務省が提出したものは【表2】のようなものである¹⁶。

基金と歳出配分承認に関する情報を提供するために予算には以下の情報が含まれるべきであると考えられる¹⁷。

- I. 承認された一般基金における支払に必要な資金の額と現時点で利用可能な資産の情報。
- II. 基金において未払いの状態になっている歳出予算および他の歳出承認。
- III. 公債基金、減債基金、特別基金および信託基金の状況。
- IV. 契約に対する議会の承認および未承認の契約と事後承認が必要な契約に対する議会の承認についての情報。

【表2】 Budget Statement No. 2. -Fund balance sheet, showing condition of the general fund, of the sinking funds, special funds, and trust funds.

	Balance 191-	Increases	Decreases	Balance 191-
<i>GENERAL FUND NET RESOURCES AND REQUIREMENTS.</i>				
Net cash available for general fund purposes				
Amounts due to general-fund from bond funds				
Unrealized balance of Secretary's estimate of general fund receipts for current year				
Total general fund resources and requirements				
Excess of Unexpended appropriations over resources				
<i>GENERAL FUND APPROPRIATIONS AND AUTHORIZATIONS.</i>				
Unexpended balance of appropriations				
Current-				
Recurrent-				
Unencumbered balance of appropriations				
Unliquidated balance of encumbrances on appropriation				
<i>BOND FUNDS.</i>				
<i>SINKING FUND.</i>				
<i>SPECIAL FUNDS.</i>				
<i>TRUST FUNDS.</i>				

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.153の挿入表を筆者が修正)。

¹⁶ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.152.

¹⁷ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.154.

【表2】の情報もまた、帳簿及び種々の報告書から作成されるのではあるが、現在、これらの財務情報についても定期的に作成されていない。また、現時点において利用できない情報を具体的に述べるならば、【表2】の一般基金のNet cash available for general fund purposes. および Unrealized balance of Secretary's estimate of general fund receipts for current year. の2項目。そして、【表2】に記載されていない情報である、契約および承認された債務負担の支払に充当するための、一般基金の資金の額についての情報の3点である。他方、唯一、一般基金において利用可能な情報は、公債基金から一般基金へ支払われた額に関する情報のみである¹⁸。

続いて、【表2】の項目について説明を加える。Net cash available for general fund purposesは一般基金の債務負担に充当できる現金の額であり、当該金額は【表1】のBudget Statement No. 1.の剰余金の額と同額である。そして、Unrealized balance of Secretary's estimate of general fund receipts for current yearは歳出予算に対して見積もられた未実現の歳入額を示している¹⁹。

また、Unexpended balance of appropriationsは承認されたバウチャー（証憑書類）の残高である。タフト委員会の調査時には、基金または歳出配分承認の勘定の内にバウチャーの残高が示されていない状態であった。各省庁の長官は、支払のために振出すバウチャーの承認を行うのであるが、予算額を超えてバウチャーの承認を行っている。このような慣行があるにもかかわらず、どれほどの額のバウチャーの承認がなされたかを示すための記録は行われないのである。このような記録が行われないうえに、財務省の職員は未だ支出されていない現金の残高を知らず、また、未だ支払われていないバウチャーの額をも知らなかった。それゆえに、他の省庁へこれらの情報を提供することもできなかったのである。財務省の歳出予算の元帳では、歳出予算に対して承認されたバウチャーおよび支払が行われたバウチャーの記帳がなされていない。このような未処理の残高は現在2億ドルから7億ドルにも及んでいる。それゆえ、各省庁の会計担当の部署からの情報を収集するという骨の折れる作業によって承認されたバウチャーを差し引いた歳出配分承認の額の情報を集める以外に道はないようである²⁰。

¹⁸ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.154.

¹⁹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.154-155.

²⁰ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.155.

5.3 予算報告書 (Budget Statement) No. 3.

この予算報告書は、政府によってなされた支出の額および歳入の額に関して正確な情報を提供するための報告書である。当該報告書には以下の情報が提供される。

- I. 政府の歳入
- II. 以下の項目に分類された歳出
 - a. 有形の資産を生じない支出
 - i. 流動的支出 (Current expenses)
 - a. 行政管理のための支出
 - b. 業務遂行のための支出
 - c. 維持管理のための支出
 - ii. 固定的支出 (Fixed charges)
 - a. 年金のための支出
 - b. 利子の支払い
 - c. 賃借料
 - d. 他の支出
 - b. 有形資産の生ずる支出
 - i. 備品
 - ii. 他の資産
 - c. 資産を減少させる取引や損失
 - d. 負債を減少させる支出

この予算報告書において示されている情報は、帳簿及び種々の報告書から作成される。しかし、これらの財務情報は現在、正確かつ定期的に作成されていない²¹。

5.4 予算報告書 (Budget Statement) No. 4.

上記の三つの予算報告書の情報は、財務計画を考慮する上で不可欠なものである。しかし、これらの情報はさらに次期の歳出および歳入の見積とも関係づけられなければならない。この見積のために作成される報告書が予算報告書No. 4である²²。

²¹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.159-161.

²² Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.161.

【表3】 Budget Statement No. 4. -Present and estimated condition of the current surplus, showing the result of the financial policy of the Government during a period of years.

Description.	Item.	Total.	Surplus.
1911.			
General-fund surplus, July 1, 1910			
Revenues for the fiscal year 1910-11			
Expenditures for the fiscal year 1910-11			
Excess of expenditures over revenues or Excess of revenues over expenditures			
Less (or plus) borrowings			
Net increase (or decrease) in general-fund surplus during the fiscal year 1910-11			
1912.			
General-fund surplus, July 1, 1911			
Estimated revenues for the fiscal year 1911-12			
Appropriation for the fiscal year 1911-12			
Estimated excess of expenditures over revenues or Estimated excess of revenues over expenditures			
Less (or plus) estimated borrowings			
Estimated net increase (or decrease) in general-fund surplus during the fiscal year 1911-12			
1913.			
Estimated general-fund surplus, July 1, 1912			
Estimated revenues for the fiscal year 1912-13			
Estimated appropriation for the fiscal year 1912-13			
Estimated excess of expenditures over revenues or Estimated excess of revenues over expenditures			
Less (or plus) estimated borrowings			
Estimated net increase (or decrease) in general-fund surplus during the fiscal year 1912-13			
Estimated general-fund surplus, July 1, 1913			

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.162の挿入表を筆者が修正)

【表3】の歳出については行政部による見積りである。また歳入および借入については現時点で適用される法律を基礎として計上している。議会は予算報告書No. 4を通じて【表3】にあるような各見積額を比較することにより、どれほどの額の歳出の見積額を減らすことができるかを知ることができる。また、政府が目的を達成するために歳入や借入をどれほど増やす必要があるのかも知ることができる²³。

大統領は予算報告書No. 4の情報から、歳入に関する法律の変更した場合に歳入額にどのような効果が表れるのかを知ることができる。また、歳入に関する法律の変更をすることなく欠損金に対応できる額を用意するために、いかほどの額の公債を発行するかについ

²³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.163.

ての教書の送付または間接的な助言を行うことができるかをも知ることができる。なお、公債発行の際には、資産の購入や建設計画のための支出といった、資産となるものへの支出のために公債発行を行うことが望ましいと考えられる²⁴。

6. 公的事業における経済性と効率性を考慮する際に必要となる情報

6.1 経済性と効率性の意義と目的

今までの議論では、管理の効率性と業務の経済性について考慮してこなかったとして、ここでタフト委員会は経済性と効率性について以下のような定義を行っている。「経済性とは基準に準拠することであり、またコストの測定を行う際の単位を意味している。効率性とは、管理者が個人に適用すべき判断基準であり、また、政府の活動が成果を上げるよう組織する際の基準となるものである」²⁵。続けてタフト委員会は、経済性と効率性の視点から業務の帰結が質的または量的に反映される報告書に対する責任について言及している。すなわち経済性と効率性の導入により、コストの単位また効率性の単位により業績を質的または量的に測定することを可能ならしめるのである。もし、行政部の管理者に政府の業務が効率的になるよう監督し統制する責任である受託責任が生じるのならば、その責任を果たすためには完全かつ正確な情報に頼るより他にないのである。立法府にもまた、政府の業務を経済性と効率性の点から考察する責任がある。しかしながら、その責任は、行政部の管理者の活動を論理的に検討し、また、その管理者が効率的かつ経済的な行動ができるような状況を整える責任である。立法部から見れば、公的基金や資産の管理に関する経済性の問題は行政部にある。それゆえ、立法部は行政部に対して完全かつ正確な説明、または、実施してきた業務に関する報告書および将来の計画の見通しに関する報告書の提出を要求する責任がある。さらに、立法部は公的基金の運用に関する将来の計画を検討する前に、承認された基金が適切に運用されていたかを確認しなければならない。それは、過去の経験を通じて将来の政策は形成されるべきであり、また、将来に必要なと見積もられた額の資金が調達されねばならないからである²⁶。

²⁴ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.163.

²⁵ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.164.

²⁶ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.164.

行政部が責任解除のために直ちに考察すべきであるとタフト委員会が考える主要な対象は以下の二つである²⁷。

I. 契約と購入における経済性と効率性

II. 公的サービスの提供のための組織と基金および物品調達の経済性と効率性

以下において上記の二つの対象を考察する指針の一つとなる予算報告書No. 5を示す。

6.2 予算報告書 (Budget Statement) No. 5.

契約と購入における問題の特徴は、行政部を不利な立場に追い込むものであるが、その理由は以下の通りである²⁸。

I. 政府は、市場の様々なサービスや資材および備品の購入者である。

II. 政府は、事実上あらゆる国内の市場から購入している。

III. 政府の活動は事実上、全領域の事業活動を包含しているので、サービス、物品や備品は多種多様な目的で用いられている。

IV. 行政部の管理者はしばしば、業務の細部に関する実践的な知識がわずかな者を任命しており、現在に至るまで政府は、契約と購入に関して論理的に考慮すること可能ならしめる報告書に注意を向けさせるいかなる手段をも持っていない。

行政部が購入に関する経済性と効率性を管理するための能力は以下の四つの正確な情報に依存している²⁹。

I. サービスや物品の品質や正確な特徴。

II. 購入物の目的への適合性。

III. 支払価格または提示された価格。

IV. 価格へ影響を与える市場の状況。

政府のような機関における執行部の活動の領域は広く、また、購入品も多く、それゆえ、その購入に係る活動は多くの職員（地方職員を含む）によって取扱われる必要がある。しかし、それら職員は購入に関するノウハウを知らされることもほとんどないのである。議会も同様に、支出の内訳が分類されて明示されない限り、何がいくらで購入され、ま

²⁷ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.165.

²⁸ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.165-166.

²⁹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.166.

た、その購入物が政策の目的との適合性がある物品または用益であるかについて経済性の問題³⁰を考慮する際には不利な立場にある。それゆえ、一般的に、支出に関する情報（予算報告書（Budget Statement）No. 5.）は以下のように明確に分類される必要があるとタフト委員会は考えている。

- a. Salaries and wages.
- b. Services other than personal.
- c. Material.
- d. Supplies.
- e. Equipment.
- f. Buildings and other than structures.
- g. Lands.

上記のような分類のみでコストの分析ができるわけではないので、上記の分類項目の中でさらに、用益や取引関係等の項目分けを行うことによって経済性の判断をするために取引を調査することが可能となる³¹。

大統領が行った旅費に関する最新の調査から一会計期間における各省の旅費の金額は12万ドルから15万ドルであることが明らかになった。もし、以前から上記のような分類が行われ、また、勘定記録が正確に記録されていたならば、支出が報告書から取り除かれていたとしても、勘定から見出すことができたであろう。報告書中で上記のような項目分けがなされることは、議会や他の機関による調査における手引きを与えるもので、非常に望ましいものである³²。

タフト委員会は、まとめとして政府の支出における経済性と効率性について以下のように述べている。大統領が議会に提出する予算報告書は議会にとって政府の活動を考察する際の手引きとしての役割を果たしているが、政府の活動を経済性と効率性という視点から見るとは非常に重要なことである点に変わりはない。この視点を持つことにより大統領と各省の長官は部下の活動を調査することができる。それゆえ、行政部の各部署は最初に（行政部による）友好的な内部調査と、それに続く、（議会による）敵対的な年次調査を受

³⁰ 業務の遂行に不要な物品を購入していないか、つまり無駄遣いであるかどうかという意味で、経済性という言葉を用いているようである。

³¹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.166.

³² Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.171.

けるという、この2重の調査方法から政府は恩恵を受けることとなる。というのは、経済性と効率性という視点は、行政職員に効率性を確保するために不可欠な情報を得る手段を与える。また、議会に対しては責任を追及する手段を与えるのである。そして、大統領の予算教書は議会に対して予算について考察すべき点に注意を喚起する役割を果たすものである。しかし、そのみではなく、大統領と議会が共同して各省、各部課局が効率的に公的サービスを提供できる状況を確保するために大統領は予算教書を作成するのである³³。

7. 大統領により提出される予算に関する見積要約表の形式に関する提案

7.1 予算報告書に不可欠な内容

大統領によって検討されている予算報告書に不可欠な内容は以下の三つである。

- I. 財務諸表の要約
- II. 政府が行った事業に関する節約と浪費、効率と非効率についての趣旨
- III. 見積りの要約

なお、最後の見積りの要約には、歳入および借入の見積りと歳出の見積りの両方が含まれている³⁴。以下において、見積りの要約について説明を加える。

7.2 歳入および借入の見積（予算報告書（Budget Statement）No. 6.）

議会による歳入額の引き上げと公債の承認に関する判断を下す際の特徴を考慮すると、歳入と借入の要約表には以下の歳入項目が示されている必要があると考えられる。

- I. Estimated revenues-
 - a. For the next fiscal year (1913).
 - b. For the current fiscal year (1912).
- II. Actual revenues realized during-
 - a. The last completed fiscal year (1911).
 - b. The next to the last completed fiscal year (1910).
 - c. The second to the last completed fiscal year (1909).

³³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.174.

³⁴ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.175.

すなわち、ここで提案していることは、歳入の見積りは少なくとも過去3年分の歳入に関する経過を示すべきであるということである。なお、フィラデルフィア市では、過去5年間の間接税からの歳入の平均を歳入額の見積りとするべき旨を法律で定めている。また、歳入および借入の見積りに際しては、国の福祉事業への効果と国の生産性への効果が考慮される。この歳入および借入の見積表は、見積もられた歳入と歳出を比較した情報を提示するのである³⁵。

7.3 歳出の見積

行政部の職員は毎年、歳出に関する膨大な情報の詳細について正しく理解がなされないままの状態、議会に歳出予算の要求を出さねばならないといわれている。このような状況では、議会において幅広い政策の問題と関係する歳出予算の見積りを検討することは不可能である。このような状況を打破すべく、議会が責任を負う多くの問題に対処するために必要な明確かつ具体的な情報を提供するためにタフト委員会が提案する報告書は、以下において説明を加える予算報告書（Budget Statement）No. 7からNo. 13である³⁶。

7.3.1 予算報告書（Budget Statement）No. 7.

予算報告書（Budget Statement）No. 7の目的は、過去3年間の実際の歳出額と今年度および次年度の歳出額の見積りとの比較した情報を提示することである。この報告書の形式は以下の【表4】に示されている³⁷。

³⁵ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.175-176.

³⁶ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.176-177.

³⁷ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.179.

【表4】 Budget Statement No. 7. -summary of estimated expenditures of Government funds for the ensuing year and of allotments for the current year, compared with the actual expenditures for three years past, grouped by units of organization.

Unit of organization.	Reference to Book of Estimates.	Estimates for 1913.	Allotments for 1912.	Expenditures for-		
				1911	1910	1909
Total						
The Congress:						
Senate, including Vice President						
House of Representatives						
Joint Committees and Commission						
Capitol Buildings and Grounds						
Capitol Police						
Government Printing Office						
Library of Congress						
National Botanic Garden						
The President:						
The Executive Office						
...						
Railroad Securities Commission						
The Judiciary:						
Supreme Court						
...						
Court of customs Appeals						
Executive Departments:						
States						
...						
Navy						

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.180の挿入表を筆者が修正)

7. 3. 2 予算報告書 (Budget Statement) No. 8.

予算報告書 (Budget Statement) No. 8.の目的は、組織および歳出予算配分の請求書の単位での歳出と当期の歳出配分承認と次期の見積額とを比較した情報を提示することである。この報告書の具体的な形式は【表5】に示されている。【表5】の最初の欄を見てもわかるように【表4】の予算報告書 (Budget Statement) No. 7.よりも組織単位が詳細に分けられている³⁸。

この報告書の価値は、組織の様々な目的の遂行のための異なる歳出予算配分の請求書を通じて、その組織と関係する支出額の次期の見積額、当期の歳出配分承認の額、過年度の実際の支出額を示すことができる点にある。例えば、【表5】のestimates for 1913の総額の部分では989,783,216.55ドルであるがこれは政府全体の歳出の承認のための基礎となる

³⁸ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.181.

【表5】 Budget Statement No. 8. -Comparative statement of estimates for 1913, appropriations for 1912, and expenditures for 1911, showing for each organization unit the amount carried by each annual bill and by each class of other acts of appropriation.
ESTIMATES, APPROPRIATIONS, AND EXPENDITURES OF GOVERNMENT FUNDS.

Totals by bills.	Amounts covered by estimates.					
	Page of Book of Estimate	1913	Page of Digest of Appropriations	1912	Page of report of expenditures.	1911
Total		989, 783, 216.55		1, 008, 602, 850.63		902, 009, 656.70
The Congress:						
Senate, including Vice President			8-17, 37			
Legislative, executive, and Judicial bill	9-14, 22					
...						
Deficiency bills						
House of Representatives			17-26, 36			
...	14-17					
Joint Committees and Commission			34-37			
...						
Capitol Buildings and grounds						
...	14, 15, 88		12, 19, 35			
Capitol Police			16, 25			

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.182の挿入表を筆者が修正)

額である。そして、1912年に実際に歳出配分承認された額が1,008,602,850.63ドル、1911年に実際に支出された歳出額が902,009,656.70ドルである。同様の比較を各組織単位で行うことができる。また、1913年の見積額と1912年の歳出配分承認の額との相違について詳細に知りたい場合は、Page of Book of Estimate（歳出予算見積書）およびPage of Digest of Appropriations（歳出予算配分の要約）の欄に掲載されているページを参照することにより、さらに情報を得ることができる³⁹。

7. 3. 3 予算報告書 (Budget Statement) No. 9.

予算報告書 (Budget Statement) No. 9は、各組織によって遂行された事業の性質およびコストに関する問題に答えるための報告書である。この報告書より前に述べた報告書では、政府機関によって遂行された事業の性質に関して示唆されることはなかった。政策の決定を行う者の責任は遂行された種々の事業およびそのコストを素早く把握することで

³⁹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.183.

ある。そのために、次期の見積額や当期の歳出配分承認の額および実際の歳出額の情報を各組織によって遂行された事業ごとの関係性の観点から提示する手段として予算報告書 (Budget Statement) No. 9.は以下の【表6】のように準備される⁴⁰。

【表6】 Budget Statement No. 9. -Recapitulation of estimates for 1913 and expenditures for 1911, by organization units and functions.
ESTIMATES AND APPROPRIATIONS OF GOVERNMENT FUNDS.

Organization units and functions.	Page of Book of Estimate	Estimates for 1913.	Expenditures for 1911.
Executive Departments.			
Department of State			
General function			
Promotion of friendly relations with foreign nations and protection of American interests abroad			
...			
Promotion of education, educational research, literature, art, and recreation			
Department of Treasury			
General function			
National defense by sea			
...			
Local government			
Department of War			
General function			
National defense by land			
...			
Local government			

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.186の挿入表を筆者が修正)

【表6】において1912年の歳出配分承認の欄がないが、これは歳出配分承認によって支援されている事業の性質をつきとめることができなかつたためである。この予算報告書 (Budget Statement) No. 9.は、各省に割り当てられた事業を遂行するための組織の調整に関する政策の問題を考慮するための基盤となる情報を与えるものである。この要約された報告書の内容に関する詳細な情報はBook of Estimate (歳出予算見積書)を参照することにより得ることができる⁴¹。

⁴⁰ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912). p.185.

⁴¹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.186-187.

7.3.4 予算報告書 (Budget Statement) No. 10.

この予算報告書 (Budget Statement) No. 10は、同種の似通った事業を一まとめにして総額を表示するとともに、予算の見積りに先立って、各種の事業に執行された歳出配分承認の額を提示することを目的としている。加えて、各種の歳出予算配分の請求書の承認された歳出配分承認の額を提示している⁴²。

【表7】

Committee.	Bill.	Amount.
Appropriations	Legislative, executive, and judicial	
Do	Sundry civil	
Agriculture	Agricultural	
Foreign Affairs	Diplomatic and consular	
Military Affairs	Army	
Naval Affairs	Naval	
Rivers and Harbors	River and Harbor	
Post Office and Post Roads	Postal	
Various	Permanent appropriations	
Total		

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.187の挿入表を筆者が修正)

7.3.5 予算報告書 (Budget Statement) No. 11.

この予算報告書 (Budget Statement) No. 11の目的は、1913年の見積額と1911年の実際の歳出額を分析するために各組織の事業ごとの歳出額を提示することである。この報告書は、【表6】の予算報告書 (Budget Statement) No. 9と相対応しており政策問題と関係している報告書である。予算報告書 (Budget Statement) No. 9では、各省においてなされた異なる事業ごとに配列されていたが、この予算報告書 (Budget Statement) No. 11では遂行された同じ種類の事業が異なる省ごとに配列されている⁴³。

⁴² Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.187.

⁴³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.188.

【表8】 Budget Statement No. 11. -Recapitulation of estimates for 1913 and expenditures for 1911, by functions and units of organization.
ESTIMATES AND EXPENDITURES OF GOVERNMENT FUNDS.

Functions and units of organization.	Reference to supporting schedules.	Amounts covered by estimates.	
		1913	1911
Grand total			
General functions			
The Congress:			
...			
The President, including Executive boards and Commissions:			
...			
The Judiciary:			
...			
Executive departments:			
...			
Other Government establishments:			
...			
National defense			
By land			
...			
By sea			
...			
Expenditures on account of past wars			
...			
Civil function			
...			

(出所 :Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.189の挿入表を筆者が修正)

7. 3. 6 予算報告書 (Budget Statement) No. 12.

将来への投資としての建物や備品の取得額に関して、特定の機能や事業のための歳出予算配分がどのような状態であるのかという政策問題に答えるための報告書が予算報告書 (Budget Statement) No. 12.である。その形式は次頁の【表9】に示されている⁴⁴。

7. 3. 7 予算報告書 (Budget Statement) No. 13.

特定の歳出が年次の見積りと通常の歳出配分承認の請求によるものなのか、それとも、長期の借入れ、または周期的に生じる予算配分承認によるものなのか。これらの内で何を採用するかによって行政官は一期間の政策を確立することができる。それゆえ、予算報告

⁴⁴ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.190.

【表9】 Budget Statement No. 12. -Recapitulation of estimates for 1913 and of expenditures for 1911, by functions and character of expenditures.

ESTIMATES AND EXPENDITURES OF GOVERNMENT FUNDS.

Functions.	Page of comparative summary	Total.		Character of expenditure.							
		1913	1911	Expenses.	Fixed charges.	Contingencies and losses.	Total.	Capital outlays.			
								Land.	Buildings and other improvements.	Equipment and other.	
Grand total											
General Functions											
Legislation.											
Executive direction and control.											
Adjudication.											
Detection of crimes and offenses and collection of evidence.											
Legal advice and representation.											
Administration of the national finances.											
Collection of revenues											
Custody of public funds											
Administration of the public debt and payments on account of the public debt.											
General accounting and auditing.											

(出所 : Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.191の挿入表を筆者が修正)

書 (Budget Statement) No. 13は支出項目ごとに各歳出予算配分の請求書の内訳金額を示す報告書である⁴⁵。

【表10】

Classes of expenditure and appropriation bills.	Estimates for 1913.	Expenditures for 1911.
Pensions, retirement salaries etc		
Legislative, executive, and judicial bill		
Sundry civil bill		
Army bill		
Naval bill		
Pension bill		
Deficiency bill		
Recurrent indefinite appropriation of the general fund		

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.192の挿入表を筆者が修正)

7.4 歳出予算見積書 (Book of Estimate) の形式と内容

Book of Estimateは詳細な見積りとその要約からなり、予算の概要およびその詳細についての報告書の作成を支援するものである。以下の各項目について説明を加えていく⁴⁶。

- i. 請求書および組織単位の部署ごとの要約
- ii. 機能と組織の部署、請求書ごとの要約
- iii. 歳出配分承認の項目ごとの要約

i. 請求書ごとの要約

請求書ごとの要約は歳出委員会 (appropriation committees) や見積額を分析しようとする者よりも前に情報を得るためのものである。【表11】のように各請求書は組織の部署ごとに配列されている。

⁴⁵ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.192.

⁴⁶ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.198.

【表11】 Book of Estimates-Statement No.7.-Recapitulation of estimates for 1913 and expenditures for 1911, by appropriation bills and units of organization.

Appropriation bills and units of organization.	Reference to detail statement (No.4).	Estimates for 1913.	Expenditures for 1911.
Legislative, executive, and judicial bill			
The Congress:			
Senate, including Vice President			
...			
National Botanic Garden			
The President, including Executive boards and commissions-the Executive office			
The Judiciary:			
...			
Executive departments:			
...			
Other Government establishments:			
...			
Districts and Territories:			
...			

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.199の挿入表を筆者が修正)

ii. 組織の機能と単位、請求書ごとの要約

二つ目の要約表は、すべての単一の事業活動に関して要約したもので、各事業活動が組織の部署ごとに以下のように羅列される。なお、この要約表は予算報告書 (Budget Statement) No. 11.の内訳を示すものである⁴⁷。

【表12】 Book of Estimates-Statement No.2, Schedule XI.-Promotion of transportation and communication (other than postal service).

Functions and units of organization.	Page of Book of Estimates.	Estimates and expenditures of Government funds.	
		Estimates for 1913.	Expenditures for 1911.
Grand total			
Promotion of navigation			
Providing charts, sailing directions, and the like			
Engineer Corps, War Department			
Cost and Geodetic Survey, Department of Commerce and Labor			
Providing, maintaining, and improving public facilities for navigation			
...			
Other-International Congresses of Navigation, War Department			
Promotion of land transportation and communication			
...			

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.200の挿入表を筆者が修正)

⁴⁷ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.198.

iii. 歳出配分承認の項目ごとの要約

三つ目の要約表は歳出配分承認の項目をまとめて提示するためのものである。この要約表は従前のものよりも詳細なものである。従来の要約表では行政の執行部に対して事業の実際的な方向性を指し示すことはできなかった。それゆえ、提案された要約表は以下のよう
に各歳出配分の項目ごとに予算に関する情報が示されている⁴⁸。

【表13】 Summary of estimates by items of appropriation, supplemented by a statement of the beginning and ending balances, and a comparison with five year's expenditures.

	Year.	Actual or estimated-					
		Balance from prior years.	Appropriation.	Other credits.	Total.	Expenditures.	Amount lapsing to surplus.
Geologic surveys of the United States:							
Current expenses-	1909						
Operation	1910						
	1911						
	1912						
	1913						
Maintenance	1909						
	...						
	1913						
Capital outlays-	1909						
Equipment	1910						
...	...						

(出所：Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), p.201の挿入表を筆者が修正)

おわりに

タフト委員会は議会の権限の一部を大統領と行政部に委譲し、行政部の執行する政府活動を経済的で効率的なものにしようとしていた。議会の予算委員会が予算制度のほぼ全権を掌握していた理由は、それが伝統的に行われて来たからにすぎず、そうである必要性に迫られてではなかったのである⁴⁹。タフト委員会は政府活動の複雑化に伴い、行政部の業務の専門性を考慮して、予算に関する責任を議会および大統領と行政部それぞれに負わせ

⁴⁸ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912), pp.200-201.

⁴⁹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912) p.3.

ることを提案した。勿論、ポーク・バレルやログ・ローリング⁵⁰等の議員自身の保身のために（選挙に有利になるように）予算を使うことをできるだけ防ぐという目的も、この責任の分担に暗に含まれていたと考えられる⁵¹。

とりわけ、タフト委員会が提案した具体的な予算制度では、まず、責任の所在を明確にしようと試みている。予算を考慮するための基礎資料となる過年度の歳出予算および実際の支出と次年度以降の支出の見積りを含む予算計画を立てる責任は行政にあるが、議会へ提出する責任は大統領にある。そして議会は提出された計画の検討とその遂行に対して責任を負う。さらに、その計画の実行段階では、現場責任者として行政部の権限のある職員および長官が予算の執行の責任を負い、その最高責任者として予算執行の手続きが適切であったかどうかの責任を大統領が負うこととなると述べていたからである⁵²。

次に、タフト委員会は、予算に関して支出の見積額と実際額を明示しようとしていた。なぜならば、実際の支出額と見積額を比較する表を提示していたからである。タフト委員会は差異を考慮する際の具体的な内容にまでは触れてなかったが、基金の剰余金を示す項目があることから、剰余金が多い事業には、予算配分を少なくすること等の判断ができると考えられる。さらに、タフト委員会は実際の支出額と見積り額を比較する表を請求書および組織単位の部署ごと、機能と組織の部署、請求書ごと、歳出配分承認の項目ごと等、予算について網羅的に比較表を作成することを重視している。このような比較表を示すことにより、各政府部門が何を遂行し、そのための費用がどのくらい額で見積もられ、実際の額がどのくらいであったのかが示されることとなる。この情報に基づいて、大統領や議会は各部門の経済性と効率性を考慮し、事業の継続、拡大、縮小等の判断を下す一助とすることができる⁵³。

このように、タフト委員会は予算制度において責任の所在の明確化と政府事業の機能別

⁵⁰ ポーク・バレルやログ・ローリングといった慣行はいずれも開拓者達の間で用いられた言葉から出ている。ログ・ローリングは、アメリカ初期における西部の開拓者達が森林の巨木を伐採して、自分の住むべき丸太小屋を建てるとき、その木材を隣人と助け合いながら運んだときの言葉から生まれている。ポーク・バレルは南部の農場主が奴隷たちに豚肉を分かつ際、肉の入った大きい樽をめがけて奴隷たちが殺到してくる状態を形容したところから用いられている。すなわち、この状態が、あたかも自分達の代表している特殊集団や出身地の利益になる法案を少しでも余計にお土産として持ち帰ろうとする議員が国庫に向かって殺到する有様と似ているところからこう名付けられた（辻（1950）64頁）。

⁵¹ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912) p.213.

⁵² Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912) pp.139-148.

⁵³ Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912) p.212.

に分類された支出の見積額と実際額の明示に重点を置いて予算制度を考えていたようである。責任の所在の明確化により、予算を無駄に使わないように、また、ある事業の効果に対して費用が大きくなりすぎていないか等の監視ができるようになること。そして、政府事業の機能別に分類された支出の見積額と実際額の明示は、ある事業が効率的に予算を使っているかどうかを判断する情報等を提供し、また、適切な予算配分額を考慮する際の重要な情報となる。このように責任の所在の明確化と政府事業の機能別に分類された支出の見積額と実際額の明示は予算制度に不可欠なものであると考えられる。彼らのいうところの「経済性と効率性」の達成のためには責任の所在の明確化と政府事業の機能別に分類された支出の見積額と実際額の明示が必要であったと考えられる。

引用文献

- Report of the Commission on Economy and Efficiency on the Subject of the Need for a National Budget (1912) The Need for a National Budget, Government Printing Office.
Secretary of the Treasury (1917), Estimates of Appropriations Required for the Service of the Fiscal Year Ending June 30, 1917, Government Printing Office.
川崎紘宗(2010a)「20世紀初頭のアメリカ地方政府の管理会計における複式簿記の役割—F. A. Clevelandの議論を中心として—」『六甲台論集—経営学編—』、第57巻、2号、69-83頁。
川崎紘宗(2010b)「20世紀初頭のアメリカ地方政府への管理会計の導入を目的とした行財政改革へ至る経緯」『六甲台論集—経営学編—』第57巻 第3号 117-130頁。
辻 清明(1950)『社会集團の政治機能』弘文堂。

研 究 紀 要

第56・57合併号

平成24年 2月25日 印刷

平成24年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811